合志市国土強靭化地域計画

脆弱性評価結果

令和２年３月

合志市

１－１　大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

（住宅の耐震化）【都市建設部】

○　大規模地震時に住宅倒壊などが起こった場合多数の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅等の耐震化の促進を行うとともに、公営住宅等の改修・解体・建替等を行う必要がある。

（宅地の耐震化）【都市建設部】

○　大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、宅地の耐震化を促進する必要がある。

（危険なブロック塀の撤去）【都市建設部】

○　大規模地震時に住宅のブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、倒壊の危険性があるブロック塀等については事前に撤去を行う必要がある。

（公営住宅の整備）【都市建設部】

○　大規模災害に備えて、経年劣化等に合わせて、随時、公営住宅を改修・解体・建替等を行う必要がある。

（住宅密集地における火災の拡大防止）【総務部・都市建設部】

○　大規模地震時、市街地などの住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要がある。

（ガス設備の耐災性の強化）【総務部】

○　大規模災害時、耐震性の低いガス管やガス容器の破損等により、火災や爆発が発生するおそれがあるため、ガス管の耐震化やガス漏れ防止策等を進める必要がある。

（家庭・事業所における地震対策）【総務部】

○　大規模地震時には家屋等の倒壊だけでなく、家具や備品の転倒等により人的被害が拡大するおそれがあることから、各家庭や事業所において、身の回りの地震対策を進める必要がある。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務部】

○　災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

（防災訓練の実施）【総務部】

○　大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあること

から、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務部】

○　大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

（過去の教訓や経験の伝承）【総務部】

○　大規模災害の発生から時間が経過するにつれ、災害に対する住民の記憶が風化し、事前の備え等の重要性に関する認識が希薄になるおそれがあることから、災害の記憶や教訓を後世に伝えていく必要がある。

（住宅の管理のための家賃低廉化事業の活用）【都市建設部】

○　平時から公営住宅を管理し、災害時にも滞りなく運営する必要がある。

１－２　大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

（公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止）

【総務部・都市建設部・教育委員会・健康福祉部・各施設所管部】

○　大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設及び学校施設の倒壊、天井や空調設備など非構造部材の破損や火災の発生等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、公共建築物等の耐震化や防火対策を促進する必要がある。

（医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止）【健康福祉部】

○　大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設等の倒壊や火災等により、傷病者の治療等に係る支障の発生及び施設の機能停止や、自ら避難することが困難な方の被害が拡大するおそれがあることから、施設の耐震化や防火対策を促進する必要がある。

（不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止）【総務部・産業振興部・都市建設部】

○　大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊や火災等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するとともに、防火対策を進める必要がある。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務部】（再掲）

○　大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周

知・伝達体制の強化が必要である。

（過去の教訓や経験の伝承）【総務部】（再掲）

○　大規模災害の発生から時間が経過するにつれ、災害に対する住民の記憶が風化し、事前の備え等の重要性に関する認識が希薄になるおそれがあることから、災害の記憶や教訓を後世に伝えていく必要がある。

１－３　台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

（浸水被害の防止に向けた河川整備等）【都市建設部・総務部】

○　大規模風水害時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、計画的に河川整備を進めるとともに、逃げ遅れ防止等の対策を実施する必要がある。

（円滑な避難のための道路整備）【都市建設部】

○　台風や集中豪雨時、道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、浸水しにくく、円滑な避難に資する道路の整備が必要である。

（避難勧告等の適切な発令）【総務部】

○　避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、市町村において避難勧告が適切に発令される必要がある。

（事前予測が可能な災害への対応）【総務部】

○　大雨・台風、高潮等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務部】（再掲）

○　大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務部】（再掲）

○　災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

（防災訓練の実施）【総務部】（再掲）

○　大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

１－４　大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

（阿蘇山噴火時の避難体制の整備）【総務部】

○　阿蘇山噴火時に初動対応が遅れた場合、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、地防災体制を構築する必要がある。

（山地・土砂災害対策の推進）【産業振興部・都市建設部・総務部】

○　集中豪雨等による大規模な土砂災害により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、災害対策を進める必要がある。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務部】（再掲）

○　災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

（防災訓練の実施）【総務部】（再掲）

○　大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

１－５　情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務部】（再掲）

○　大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

（避難勧告等の適切な発令）【総務部】（再掲）

○　避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、市町村において避難勧告が適切に発令される必要がある。

（通信手段の機能強化）【総務部】

○　大規模災害時、通信施設が被災し、県と国・市町村等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

（要支援者対策の推進）【総務部・健康福祉部】

○　大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要がある。

（観光客の安全確保等）【産業振興部】

○　大規模災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動に遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要がある。

（外国人に対する情報提供の配慮）【総務部】

○　大規模災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要がある。

（情報伝達体制の整備と地域の共助）【総務部】

○　大規模災害時、市町村から地域へ災害情報が迅速に伝達されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、情報伝達体制の整備と地域における共助の充実を図る必要がある。

（学校等の災害対応の機能向上）【教育庁】

○　大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、施設内での情報連絡体制及び子どもたちが自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

（事前予測が可能な災害への対応）【総務部】（再掲）

○　大雨・台風、高潮等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

２－１　被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

（災害時における給食センター及び各学校給食室の平常稼働）【教育委員会】

○　発災時も安全安心な学校給食を提供するためには平時から施設の維持管理、整備・更新が必要である

（家庭や事業所における備蓄の促進）【総務部】

○　大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

（備蓄の推進）【総務部】

○　大規模災害時、道路寸断等により被災地外から長期間にわたり物資が供給されず、家庭や事業所における備蓄だけでは食料等が不足するおそれがあることから、必要な備蓄を行う必要がある。

（民間企業・他市町村・県・国等と連携した食料等の供給体制の整備）【総務部】

○　大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

（水道施設の耐震化等）【水道局】

○　大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【都市建設部】

○　大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、本市と近隣市町とを結ぶ道路ネットワークの充実・強化、及びに道路網の確保が必要である。

○大規模災害発生時、市内、他市町村、各地域に食料・飲料水等の救援物資を停滞なく輸送するとともに、本市を軸として各地域へ人命救助を行うための防災拠点としての機能整備をする必要がある。

２－２　避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

（避難所の体制整備）【総務部・健康福祉部・教育委員会】

○　大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の開設や運営が困難となるおそれがあることから、発災後、被災者が速やかに避難し安心して生活できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

○　福祉避難所において、高齢者や障がいのある人などで医療機器等を必要とする避難者が想定されることから、避難者が安心して避難生活ができ、なお且つ福祉避難所としての機能が発揮できるよう、非常用電源を確保する必要がある。

（避難所等の保健衛生・健康対策）【健康福祉部】

○　避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

（福祉避難所の円滑な運営）【健康福祉部】

○　大規模災害時、福祉避難所の運営に関するノウハウの不足や、一般の避難者の受入等により、福祉避難所がその機能を発揮できないおそれがあることから、平時から福祉避難所の運営が確保できる体制を構築する必要がある。

（熊本ＤＣＡＴの体制整備）【健康福祉部】

○　大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、高齢者や障がい者等の要配慮者が十分なケアを受けられず、避難所等における生活に支障を来すおそれがあることから、平時から支援体制を整備する必要がある。

（指定避難所以外の被災者の把握体制）【総務部・健康福祉部】

○　大規模地震時、建物内への避難に対する恐怖感やプライバシー確保等を理由として車中泊者が多数発生するおそれがあることから、車中泊者など指定避難所以外の被災者を想定した対策が必要である。

（エコノミークラス症候群の予防）【健康福祉部】

○　大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

２－３　多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

（孤立集落に対する取り組み）【総務部】

○　大規模災害発生に伴う道路等の寸断により孤立集落が発生し、家庭や医療機関、避難所等に支援物資が適切に届かない事態や救急搬送ができない事態が発生するおそれがあることから、市町村と連携した孤立集落対策に取り組む必要がある。

（孤立集落発生の防止）【総務部・産業振興部・水道局・都市建設部】

○　大規模災害時、道路寸断により多数の孤立集落が発生するおそれがあるため、市内各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

○　台風や集中豪雨等による山地・土砂災害や浸水等により多数の孤立集落が発生するおそれがあることから、速やかな排水を行うための農業用排水施設の整備・維持管理や、治山施設、保安林及び砂防施設の整備が必要である。

（防災拠点等への再エネ設備等の導入 ）

【総務部・市民生活部・産業振興部・健康福祉部】

○　大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

○　福祉避難所において、高齢者や障がい者などで医療機器等を必要とする避難者が想定されることから、避難者が安心して避難生活ができ、なお且つ福祉避難所としての機能が発揮できるよう、非常用電源を確保する必要がある。

（自主防災組織の活動の強化）【総務部】

○　大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

２－４　自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

（消防施設の耐災性の強化）【総務部】

○　大規模災害時、警消防施設の被災・倒壊等により、円滑な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、地域における救助・救急、消火活動の拠点である消防施設の耐災性を強化する必要がある。

（消防の災害対処能力の強化）

○　大規模災害時、救助・救急、消火活動の遅れにより多数の死傷者が発生する恐れがあることから、迅速・的確に
救助・救急活動及び消火活動を実施するため、災害時の対処能力を強化する必要がある。

（自衛隊、警察、消防、海保等の県外からの応援部隊の受入体制の整備）【総務部】

○　大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、県内の実働機関の活動が絶対的に不足する恐れがあることから、県外からの応援部隊の受入等の体制を確保する必要がある。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務部】（再掲）

○　災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【総務部】

○　本市は人口が増える一方、高齢化も進んでおり、大規模火災発生時の救出・救助活動の遅れにより多数の死傷者が発生する恐れがあることから、迅速かつ的確な救出・救助活動および消火活動を実施するため、消防団員の確保および資機材の整備を図り、災害時の対処能力を強化する必要がある。

（自主防災組織等の活動の強化）【総務部】（再掲）

○　大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

（熊本ＤＭＡＴの受援体制の整備）【健康福祉部】

○　災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に救命救急活動を行える災害時派遣医療チーム（熊本ＤＭＡＴ）をスムーズに受援できる体制を整備する必要がある。

（救助・救急ルートの確保に向けた道路整備）【都市建設部】

○　大規模災害発生時、市内、他市町村、九州内の各地域に救援物資を停滞なく輸送するとともに、本市を軸として各地域へ救急・救助を行うための防災拠点としての機能整備をする必要がある。

（緊急交通路の確保）【都市建設部】

○　大規模災害時、被災地への無秩序かつ大量の車両流入により道路交通の麻痺を引き起こし、救助・救急作業の妨げとなるおそれがあるため、一般車両の通行を規制し、緊急交通路の確保を行う必要がある。

２－５　救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

（燃料供給体制の構築）【総務部】

○　大規模災害時、道路及びに物流業者等の大規模な被災による燃料供給の途絶により、救助・救急等の活動ができないおそれがあることから、必要となる燃料の供給が円滑に行われる体制を事前に構築する必要がある。

（活動に必要な燃料の供給）【総務部】

○　大規模災害時、県外から多数の警察、消防、自衛隊等の応急対応を行う機関の部隊が来援し、救助・救急活動に必要な燃料が確保できないおそれがあることから、供給体制を整備する必要がある。

（エネルギー供給に向けた道路整備）【都市建設部】

○　大規模災害発生時、市内、他市町村、各地域に救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給を停滞なく輸送するとともに、本市を軸として各地域へ人命救助を行うための防災拠点としての機能整備をする必要がある。

２－６　想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

（災害時の帰宅困難者の支援体制の整備）【総務部】

○　大規模災害の発生に伴う道路や線路、輸送設備等の破損により公共交通機関が途絶し、多数の帰宅困難者等が発生するおそれがあることから、帰宅困難者等それらへの支援が行われる体制を整備する必要がある。

（公共交通機関に係る情報体制の整備）【総務部】

○　大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。

２－７　医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

（医療救護活動の体制整備）【健康福祉部】

○　大規模災害時、多数の負傷者の発生により応急処置等に対応できないおそれがあることから、救護所等で活動する医療従事者を確保する必要がある。

（熊本ＤＭＡＴの受援体制の整備）【健康福祉部】（再掲）

○　災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に救命救急活動を行える災害時派遣医療チーム（熊本ＤＭＡＴ）を受援できる体制を整備する必要がある。

（熊本ＤＰＡＴの整備）【健康福祉部】

○　大規模災害時、被災地域の精神科病院や保健所等の機能が低下するとともに、心のケアを必要とする被災者が多数発生するおそれがあることから、被災地域の精神科医療及び精神保健活動を支援し、被災者の心のケアを行うことができる体制の整備を行う必要がある。

（広域医療搬送拠点の整備）【健康福祉部】

○　大規模災害時、医療施設の被災や医療従事者の負傷により医療機能が麻痺するおそれがあることから、重症患者等を被災地域外の医療機関へ搬送できる体制を整備する必要がある。

（医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備）【都市建設部】

○大規模災害発生時、市内、他市町村、各地域に医療支援が停滞なく行われるとともに、本市を軸として各地域へ人命救助を行うための防災拠点としての機能整備をする必要がある。

２－８　被災地における疾病・感染症等の大規模発生

（感染症の発生・まん延防止）【健康福祉部】

○　大規模災害時、浸水被害等により、感染症の発生・まん延のおそれがあることから、平時から感染症予防体制を構築する必要がある。

（避難所等の保健衛生・健康対策）【健康福祉部】（再掲）

○　避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

（エコノミークラス症候群の予防）【健康福祉部】（再掲）

○　大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

（生活用水の確保）【総務部・市民生活部・教育委員会・健康福祉部】

○　大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・

まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

（下水道ＢＣＰの充実）【水道局】

○　大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要がある。

３－１　行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（防災拠点施設等の耐災性の強化）【総務部・各施設所管部】

○　大規模災害時の防災拠点施設の被災により行政機能が大幅に低下し、応急対策や救助活動等が停滞するおそれがあるため、庁舎等の防災拠点施設等の耐災性を強化する必要がある。

（業務継続可能な体制の整備）【総務部】

○　大規模災害時には災害対応業務が大量かつ長期間発生するおそれがあるとともに、庁舎や職員の被災、又はライフラインの停止等により、業務の継続が大幅に制限されるおそれがあることから、大規模災害時にも業務継続可能な体制を整える必要がある。

（発災直後の職員参集及び対応体制の整備）【総務部】

○　大規模災害時に、職員や家族の被災のほか、道路の寸断、公共交通機関の停止や交通渋滞などで、職員が職場に参集できないことにより、災害時の初動対応に支障を来すおそれがあることから、職員の参集体制及び災害対応体制を整備する必要がある。

（自治体間の応援体制の構築）【総務部】

○　大規模災害時、市の人員体制では、多種多様かつ膨大な応急対応業務について、状況に即した対応ができないおそれがあるため、自治体間の応援・受援の体制整備の充実を図る必要がある。

（防災訓練の実施）【総務部】（再掲）

○　大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

（職員の安全確保に関する意識啓発）【総務部】

○　災害時に職員が死傷し、迅速かつ適切な災害対応ができない事態が懸念されることから、職員自身が危機管理意識や災害対応能力を身につける必要がある。

３－２　広域防災拠点の被災による機能の大幅な低下

（広域防災拠点となる施設等の耐災性の強化）【全庁】

○　大規模災害時、広域防災拠点の被災により、支援物資の供給や応援部隊の活動に支障を来すことが懸念されることから、施設の耐災性を強化する必要がある。

○　広域防災拠点が集中している地域に甚大な被害が発生した場合、応急対応に支障が生じるおそれがあることから、拠点施設の分散化を図る必要がある。

（広域的な災害に対応するための連携体制の強化）【総務部】

○　県境を越える広域的な大規模災害時、県及び県内市町村だけでは十分な災害対応ができず、被害が拡大するおそれがあることから、県外も含め、関係機関との連絡体制を確保する必要がある。

４－１　電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

（防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進）【総務部】

○　大規模災害時、電力供給の途絶により情報通信が停止することによって、迅速かつ適切な災害応急活動ができないおそれがあることから、防災活動の拠点となる施設等においては、災害時においても情報通信体制を確保できる体制を整える必要がある。

（通信手段の機能強化）【総務部】（再掲）

○　大規模災害時、通信施設が被災し、県と国・市町村等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

４－２　郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

（郵便事業の継続に向けた道路整備）【都市建設部】

○　大規模災害発生時、市内、他市町村、各地域に郵便事業が停滞なく行われるとともに、本市を軸として各地域へ人命救助を行うための防災拠点としての機能整備をする必要がある。

４－３　テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務部】（再掲）

○　大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

（通信手段の機能強化）【総務部】（再掲）

○　大規模災害時、通信施設が被災し、県と国・市町村等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある

５－１　サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

（事業者における直接支援とＢＣＰ策定促進）【産業振興部】

○　大規模災害時、多くの事業者が被災し、業務再開まで時間を要することによりサプライチェーンの寸断等が発生し、様々な県内産業の競争力が低下するおそれがあることから、事業者が中核事業を継続又は早期再開できるような支援を行うとともに、より実効性の高い事業継続計画（ＢＣＰ）改定等を支援する。

（金融機関や商工団体等との連携）【産業振興部】

○　大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【都市建設部】

○　大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により物資供給等が停止するおそれがあるため、本市と近隣市町とを結ぶ道路ネットワークの充実・強化、市の交通結節点である御代志駅を中心とした道路ネットワークの充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

○　大規模災害発生時、市内、他市町村、各地域に救援物資を停滞なく輸送するとともに、本市を軸として各地域へ人命救助を行うための防災拠点としての機能整備をする必要がある。

５－２　社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

（燃料供給体制の構築）【総務部】

○　大規模災害時、道路及び港湾、並びに物流業者等の大規模な被災により、社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止するおそれがあることから、必要となるエネルギーの供給が円滑に行われる体制を事前に構築する必要がある。

（エネルギー供給に向けた道路整備）【都市建設部】

大規模災害発生時、市内、他市町村、各地域にサプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停滞なく行われるとともに、本市を軸として各地域へ人命救助を行うための防災拠点としての機能整備をする必要がある。

５－３　農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

（農地・農業用施設の保全）【産業振興部】

○　地震や豪雨等により農地や農業用施設が被災することで、生産力が大きく低下するおそれがあることから、農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図る必要がある。

（災害時の集出荷体制の構築）【産業振興部】

○　大規模災害時のカントリーエレベータ、ライスセンター、野菜・果樹等の集出荷施設や農道・林道等の被災により、農作物や木材、特用林産物の出荷等が停止するおそれがあるため、施設等の機能が停止した場合の出荷体制を確保する必要がある。

（農業施設の耐候性等の強化）【産業振興部】

○　大規模災害時の農業施設の被災により、施設園芸の競争力が低下するおそれがあるため、安定した生産・出荷体制の整備が必要である。

（共済加入の促進）【産業振興部】

○　降灰や風水害などにより、農作物や漁船などが被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、農業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要がある。

５－４　基幹的交通ネットワークの機能停止

（交通ネットワークの確保に向けた道路整備）【都市建設部】

大規模災害発生時、市内、他市町村、各地域にサプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停滞なく行われるとともに、本市を軸として各地域へ人命救助を行うための防災拠点としての機能整備をする必要がある。

５－５　金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

（事業者への直接支援とＢＣＰ策定促進）【産業振興部】（再掲）

○　大規模災害時、多くの事業者が被災し、業務再開まで時間を要することによりサプライチェーンの寸断等が発生し、様々な県内産業の競争力が低下するおそれがあることから、事業者が中核事業を継続又は早期再開できるよう支援するとともに、より実効性の高い事業継続計画（ＢＣＰ）改定を支援する。

５－６　食料等の安定供給の停滞

（災害時における給食センター及び各学校給食室の平常稼働）【教育委員会】

○　発災時も安全安心な学校給食を提供するためには平時から施設の維持管理、整備・更新が必要である。

（民間企業・他市町村・県・国等と連携した食料等の供給体制の整備）【総務部】

○　大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

（家庭や事業所における備蓄の促進）【総務部】（再掲）

○　大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【都市建設部】（再掲）

○　大規模災害発生時、市内、他市町村、九州内の各地域に食料・飲料水等の救援物資を停滞なく輸送するとともに、本市を軸として各地域へ人命救助を行うための防災拠点としての機能整備をする必要がある。

６－１　電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・ＬＰガスサプライチェーンの機能の停止

（防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化）【総務部】

○　大規模災害時、電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、電力事業者との大規模災害を想定した連携体制を構築しておく必要がある。

（防災拠点等への再エネ設備等の導入 ）

【総務部・市民生活部・産業振興部・健康福祉部】（再掲）

○　大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

○　福祉避難所において、高齢者や障がい者などで医療機器等を必要とする避難者が想定されることから、避難者が安心して避難生活ができ、なお且つ福祉避難所としての機能が発揮できるよう、非常用電源を確保する必要がある。

（燃料供給体制の構築）【総務部】

○　大規模災害時、道路及び港湾、並びに物流業者等の大規模な被災により、電力供給ネットワークや石油・ＬＰガスサプライチェーンの機能が停止するおそれがあることから、必要となるエネルギーの供給が円滑に行われる体制を事前に構築する必要がある。

６－２　上水道等の長期間にわたる供給停止

（水道施設の耐震化等）【水道局部】（再掲）

○　大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。

（応急給水体制の整備）【水道局・総務部】

○　大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

（生活用水の確保）【総務部・市民生活部・教育委員会・健康福祉部】（再掲）

○　大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

（上水道ＢＣＰの策定）【水道局】

○　大規模災害時、上水道施設の被災による供給の長期停止により、住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、停止期間を短縮する必要がある。

（工業用水道施設の強靭化）【水道局・産業振興部】

○　大規模災害時、工業用水道施設の被災により、工業用水の供給が停止するおそれがあることから、工業用水道施設の強靭化等を行う必要がある。

６－３　汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

（汚水処理施設の計画的な点検・調査と改築更新）【水道局】

○　大規模災害時、下水道施設及び農業集落排水施設の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあることから、計画的に点検・調査を実施し、点検・調査結果に基づく計画的な改築・更新を進めながら施設の強靭化と長寿命化を図る必要がある。

（下水道施設等の耐震化）【水道局】

○　大規模災害時、下水道施設の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあることから、施設の耐震診断を実施し、診断に基づく施設の耐震化工事を行い、施設の強靭化を図る必要がある。

（浄化槽の整備等）【水道局】

○　大規模災害時、浄化槽の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあるため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換や災害時における早期復旧を図る必要がある。

（下水道ＢＣＰの充実）【水道局】（再掲）

○　大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要がある。

６－４　地域交通ネットワークが分断する事態

（公共交通機関に係る情報体制の整備）【総務部】（再掲）

○　大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。

（従業員等の一斉帰宅抑制等の促進）【総務部・産業振興部】

○　大規模災害時、都市部の駅やバスセンター周辺で帰宅困難者の大量発生が懸念されることから、各事業所等において従業員や顧客のむやみな移動を抑制する必要がある。

（地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備）【総務部・都市建設部・産業振興部】

○　大規模災害発生時、市内、他市町村、九州内の各地域に救援物資を停滞なく輸送するための地域交通ネットワークの維持、本市を軸として各地域へ人命救助を行うための防災拠点としての機能整備をする必要がある。

６－５　異常渇水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

（応急給水体制の整備）【水道局・総務部】（再掲）

○　大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

（生活用水の確保）【総務部・市民生活部・教育委員会・健康福祉部】

○　大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

７－１　市街地での大規模火災の発生

（住宅密集地における火災の拡大防止）【総務部・都市建設部】（再掲）

○　大規模地震時、市街地などの住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要がある。

（消防の災害対処能力の強化）【総務部】

○　大規模災害時、救出・救助活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救出・救助活動及び消火活動を実施するため、災害時の対処能力を強化する必要がある。

（自衛隊、警察、消防、海保等の県外からの応援部隊の受入体制の整備）

【総務部】（再掲）

○　大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、県内の実働機関の活動が絶対的に不足するおそれがあることから、県外からの応援部隊の受入等の体制を確保する必要がある。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【総務部】（再掲）

○　本市は人口が増える一方、高齢化も進んでおり、大規模火災発生時の救出・救助活動の遅れにより多数の死傷者が発生する恐れがあることから、迅速かつ的確な救出・救助活動および消火活動を実施するため、消防団員の確保および資機材の整備を図り、災害時の対処能力を強化する必要がある。

７－２　沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

（沿道建築物の耐震化、通行空間の確保）【都市建設部】

○　大規模地震時、避難路等の沿道建築物等の倒壊により死傷者が発生するとともに、円滑な避難や救助活動、支援物資の輸送等が困難になるおそれがあるため、沿道建築物の耐震化等を進める必要がある。

（被災建築物等の迅速な把握）【都市建設部】

○　大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。

７－３　ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

（農業用ため池等の維持管理・更新）【産業振興部】

○　大規模災害時に、農業用ため池等の漏水や溢水により堤体が決壊し、下流域に洪水被害が生じるおそれがあるため、農業用ため池等の安全性の確保が必要である。

７－４　有害物質の大規模拡散・流出

（有害物質の流出対策等）【市民生活部・産業振興部】

○　大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、平時から有害物質に係る情報共有や関係機関との連携が必要である。

（アスベスト対策）【市民生活部・都市建設部】

○　吹付アスベスト等飛散性の高いアスベスト建材が使用された建築物の被災によるアスベストの露出及び建築物の解体工事による周辺へのアスベストの飛散が懸念されることから、あらかじめ防止対策を講じる必要がある。

（ＮＢＣ災害に対応する資機材の整備）【市民生活部】

○　大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、核、生物、化学物質による特殊災害（ＮＢＣ災害）への対応体制を整備する必要がある。

７－５　農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（農業生産基盤の整備及び保全管理）【産業振興部】

○　耕作放棄地の増加など農地等の荒廃により、国土保全や洪水防止などの多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、農業生産基盤の保全等が必要である。

（鳥獣被害対策の推進）【産業振興部】

○　鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、鳥獣被害の防止を図る必要がある。

（適切な森林整備の推進）【産業振興部】

○　台風や集中豪雨等により、森林及びその下流域において山地崩壊等による被害が発生するおそれがあ

るため、適切な森林整備を推進する必要がある。

（山地・土砂災害対策の推進）【産業振興部・都市建設部】

○　森林の荒廃により土砂の崩壊や流出などの山地災害を防止する機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、治山・砂防施設等の整備を進める必要がある。

（中山間地域の振興）【産業振興部】

○　農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、国土保全や美しい景観の維持、水源かん養等の環境保全など多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図る必要がある。

７－６　火山噴火による地域社会への甚大な影響

（阿蘇山噴火時の避難体制の整備）【総務部】（再掲）

○　阿蘇山噴火時に初動対応が遅れた場合、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、地防災体制を構築する必要がある。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務部】（再掲）

○　災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

（防災訓練の実施）【総務部】（再掲）

○　大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

（共済加入の促進）【産業振興部】（再掲）

○　降灰や風水害などにより、農作物や漁船などが被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、農業・漁業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要がある。

（農業施設の耐候性等の強化）【産業振興部】（再掲）

○　大規模災害時の農業施設の被災により、施設園芸の競争力が低下するおそれがあるため、安定した生産・出荷体制の整備が必要である

（降灰対策の推進）【健康福祉部・市民生活部・都市建設部】

○　火山の大規模噴火に伴う降灰により、住民生活への支障や健康への影響が懸念されることから、降灰が予想される地域において、住民の生活を維持する体制をあらかじめ構築しておく必要がある。

７－７　風評被害等による地域経済等への甚大な影響

（正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備）【総務部・産業振興部】

○　断片的な情報や虚偽の情報の拡散により、風評被害の拡大が懸念されることから、各分野において正確な情報伝達ができるよう、情報の収集や発信体制をあらかじめ構築する必要がある。

８－１　大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物処理体制等の構築）【市民生活部】

○　大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理や損壊家屋の撤去に備える必要がある。

８－２　復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（道路等の復旧・復興を担う人材の確保）【都市建設部】

○　大規模災害時の道路啓開・復旧工事等を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、建設関係団体と連携し復旧に取り組むとともに、建設産業の人材確保・育成を進める必要がある。

（学校における人材の育成）【教育委員会】

○　大規模災害時、防災や避難所運営等に関する専門的な知識や実践的な対応力を備えた教職員の不足により、災害時の対応が円滑にできないおそれがあるため、専門的知識を有する人材の確保が必要である。

（災害ボランティアとの連携）【健康福祉部】

○　大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

（罹災証明書の速やかな発行）【総務部】

○　大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

（被災建築物等の迅速な把握）【都市建設部】（再掲）

○　大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。

（被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備）【教育委員会】

○　大規模災害時、文化財の被害調査・復旧を担う人材不足により、文化財の廃棄・散逸のおそれがある

ため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要である。

○　大規模災害後、復興に向けた住宅等の建替え等の増大により、埋蔵文化財発掘調査業務が急増し対応できないおそれがあるため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要である。

８－３　被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

（罹災証明書の速やかな発行）【総務部】（再掲）

○　大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、市町村においてあらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

（応急仮設住宅の迅速な提供）【都市建設部・健康福祉部】

○　大規模災害後、建設型仮設住宅の建設地の選定及び借上型仮設住宅の制度協議に時間を要し、住家を失った被災者の一時的な住まいの確保に支障を来すおそれがあることから、平時から建設型仮設住宅の建設候補地の検討及び借上型仮設住宅の制度設計等が必要である。

（地籍情報の管理）【都市建設部】

○　土地境界が不明確であると、関係する土地の境界復元に時間を要し、被災者の生活再建が大幅に遅れるおそれがあることから、地籍情報の適切な管理が必要である。

（地震保険加入率の向上）【総務部】

○　大規模地震による住宅の全壊等により、被災者の生活再建が困難となるおそれがあることから、県民の地震保険加入を促進する必要がある。

（災害ボランティアとの連携）【健康福祉部】（再掲）

○　大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

（相談体制の整備）【総務部】

○　大規模災害時に、生活面に対する不安等から将来への希望を失うことが懸念されることから、県民からの各種相談に対応する必要がある。

（金融機関や商工団体等との連携）【産業振興部】（再掲）

○　大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

８－４　地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（地域における共助の推進）【総務部】

○　大規模災害時、様々な要因により各地域で災害対応が迅速に実施されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、地域における共助の充実を図る必要がある。

（自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化）【総務部】

○　大規模災害時、住民同士の交流等が希薄な地域のコミュニティの崩壊が懸念されることから、自主防犯・防災組織等の地域コミュニティ力の強化を図る必要がある。

（地域と学校の連携）【教育委員会】

○　大規模災害時、地域と学校との連携不足により避難所運営が混乱するおそれがあることから、平時から学校の地域におけるコミュニティ力の強化を図る必要がある。

（地域コミュニティの維持）【総務部・健康福祉部】

○　大規模災害により、地域活動の縮小・休止等によるコミュニティの機能が低下し、当該地域の復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、平時から地域コミュニティの維持や活性化を図るとともに、一時的に地域コミュニティが崩れた場合の対応策を講じておく必要がある。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【総務部】（再掲）

○　本市は人口が増える一方、高齢化も進んでおり、大規模火災発生時の救出・救助活動の遅れにより多数の死傷者が発生する恐れがあることから、迅速かつ的確な救出・救助活動および消火活動を実施するため、消防団員の確保および資機材の整備を図り、災害時の対処能力を強化する必要がある。

８－５　道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（迅速な復旧・復興に向けた道路整備）【都市建設部】

○　大規模災害発生時、市内、他市町村、各地域に救援物資を停滞なく輸送するとともに、本市を軸として各地域へ人命救助を行うための防災拠点としての機能整備をする必要がある。

（迅速な復旧・復興に向けた鉄道整備）【総務部】

○　大規模災害時の鉄道施設の被災により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、鉄道施設の整備等を進める必要がある。

（災害時の交通安全対策）【総務部】

○　大規模災害時、交通流や交通量の変化により交通事故や交通渋滞が発生して復旧・復興の妨げとなるおそれがあることから、交通安全の徹底が必要である。

８－６　広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（浸水対策、流域減災対策）【産業振興部】

○　大規模災害時の広域地盤沈下や堤防の倒壊等による浸水被害の発生により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、浸水を防止する対策が必要である。